

一般名処方加算に係る掲示

当院では、院外処方箋で発行される医薬品のうち、後発医薬品のある医薬品については、原則「一般名処方」を行っています。

一般名処方とは

薬の名前には製薬会社が薬を販売するために付けた「商品名」と薬の有効成分を指す「一般名」の2種類あります。

「一般名処方」とは、処方箋に医薬品の「商品名」ではなく、「有効成分」を記載することです。

一般名処方になると

患者さんは院外の保険薬局で、先発医薬品か後発医薬品かをご自身で選ぶことができるようになります。

現在、一部の医薬品について安定供給が難しい状況が続いています。一般名処方によって、選択できる医薬品の幅が広がることから、特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

長期収載品の「選定療養費」について

令和6年10月より、安価な後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるが、患者さんの希望で長期収載品（先発医薬品）を選択した場合に、薬価の差額の一部を選定療養費として患者さんが負担する仕組みが導入されました。

なお、医師が医療上必要と判断した場合や、供給状況により後発医薬品の提供が困難な場合などは、対象外となります。

